

## 第22回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年4月24日(水)午後2時00分から午後3時23分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(22名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(2名)

	2番	菅野	能稔
	10番	深松	俊英

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 平成31年度十勝農業委員会連合会通常総会について

第2号 平成31年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について

第3号 農地所有適格法人報告書の受理について

第4号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

第5号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 幕別町農業委員会規則の一部改正について
- 第7号 幕別町土地開発公社理事の推薦について

- 6 事務局長 廣瀬 紀幸
- 忠類支局長 川瀬 康彦
- 農地振興係長 岩岡 夢貴
- 忠類支局農地振興係長 鈴木 亮二
- 農地振興係主査 菅原美栄子
- 農地振興係主査 南 敦朗

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第22回農業委員会総会を開催いたします。次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に20番棚委員、21番澤邊委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、2番菅野委員、10番深松委員、より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「平成31年度十勝農業委員会連合会通常総会について」を議題といたします。私の方から報告させていただきます。</p>
議長	<p>報告第1号資料をご覧ください。去る4月16日に帯広市役所において、平成31年度十勝農業委員会連合会通常総会が開催され、私が出席してまいりました。議案審議では、報告第1号「平成30年度事業報告について」から議案第5号「平成31年度全国農業委員会会長大会等(案)について」までの報告3件、議案5件の全てについて承認・決定されました。</p> <p>平成31年度の十勝農業委員会連合会に対する負担金についてであります。本町は耕地面積割、経営体割合わせて、前年度と同額の261,000円となっております。</p> <p>議案第4号の十勝農業委員会連合会の重点要請につきましては、10ページから18ページに記載の要請文を持って、5月27日に開催されます全国農業委員会会長大会にあわせまして、北海道選出国會議員へ要請活動を行うものであります。詳しくは、後ほど総会議案をご覧くださいと思います。</p> <p>以上で報告とさせていただきます。</p>

議長

報告第1号について、何かご質問等ありませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「平成31年度地区別農業委員会会長・事務局長会議について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。

事務局

「平成31年度地区別農業委員会会長・事務局長会議」について報告いたします。報告第2号資料をご覧くださいと思います。

4月16日に帯広市役所において、北海道農業会議主催による地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、谷内会長と私が出席いたしました。資料をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、左側のページ「2020年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討について」ですが、北海道農業会議では毎年5月に開催されます全国農業委員会会長大会に合わせて、北海道選出の国会議員に対し要請活動を行っております。

要請に当たって、各地方農業委員会連合会における検討を踏まえ、北海道農業会議で修正後、内容を決定し、要請行動を行います。要望原案につきましては右側の2ページから9ページまで、大きく6項目にわたりまして記載されております。なお、昨年度の要請に対する反映状況につきましては20、21ページに記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。今年度の要請活動は、先ほど会長からの報告にありましたように、22ページの開催要領のとおり実施されることとなっております。

次は、口頭での説明となりますが、まず「農業者年金の加入促進について」であります。今後においても「制度について知らなかった」と言われぬように、加入促進にご協力願いたいとのことであります。また情報提供活動では、引き続き全国農業新聞の普及拡大をお願いしたいとのことであります。

資料に戻りまして、44ページから46ページに本年度の北海道農業会議主催の研修会・会議のスケジュールが載っておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

47ページ以降であります。現在国会で審議されています農地中間管理事業の改正法案の概要についてであります。

48ページをご覧ください。『1地域における農業者等による協議の場の実質化』ということですが、ここでは農業委員会の役割が明確化されます。これは地域協議の場、イコール人・農地プランの作成に係る協議の場に農業委員さんは積極的に関わってくださいということでございます。

49ページについては、農地中間管理事業の手続きの簡素化を図るということで、現行では機構から出し手への農用地利用配分計画の認可に2カ月近く要しているものを、出し手から機構、機構から受け手への手続きを農用地利用集積計画で同時にできる手法が検討されているということでございます。

50ページでは、幕別町では農業振興公社が実施しています農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合しようということでございます。農地利用集積円滑化団体等の統合時期は2020年4月を予定しているという説明でありました。

次、51 ページでございますが農業経営基盤強化促進法の改正ということで、市町村をまたがって経営農地のある方が新たに認定農業者となる場合は都道府県知事の認定が必要となること、複数の農地所有適格法人で1人の方が常時従事者となっている場合の従事日数の考え方が緩和されること、旧青年就農給付金の償還期間の延長や給付金、農の雇用事業の対象年齢を45歳から50歳に引き上げることが検討されているということになっています。最後に52ページは、農地の譲渡所得税について2000万円控除が創設されるということでもあります。

しかし、農用地利用改善団体が必要であるなど、現在、検討されている内容では十勝、北海道では控除を受けるのは非常に困難ではないかと思われます。

ただ、いずれもページ下段の破線に囲まれた部分に記載がありますように、これらの内容は、改正法案を参考に農業会議が解説したもので、政省令、運用通知等が不明のため、施行される際には、考え方が変更される可能性があるということでもあります。今後、農業会議としても情報が得られ次第、随時お知らせしていきたいということでありました。

以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議長

報告第2号について、何かご質疑ありませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議長

次に、報告第3号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第3号の説明をいたします。

事務局

農地所有適格法人報告書について、XXXXXXXXXX ほか1法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第3号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第4号1番の説明をいたします。

事務局

農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復

元されていることを確認しましたので報告します。案件は議案書1ページの平成29年11月27日に許可をしておりました1件でございます。工事は昨年11月26日に終了しておりましたが、降雪の影響があったため今月17日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番について説明を申し上げました。  
質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑が内容ですので、報告第4号1番については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第5号1番から3番の説明をいたします。

事務局

公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書2ページの、今月17日、18日に町公社が利用調整を行った3件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長

報告第5号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第5号については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から21番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号1番から21番について議案書をもとに朗読】

以上の21件につきましてはそれぞれ農地法第18条の規定による合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から21番について原

案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番から21番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号22番、23番につきましては、私の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をいたします。

議長を鯖戸代理にお願いします。暫時休憩します。

(午後2時22分から午後2時23分まで休憩 会長退席)

議長代理

休憩を解き、会議を続けます。

会長の事案ですので、私が議長を務めさせていただきます。

それでは、議案第1号22番、23番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号22番・23番を朗読、説明】

以上の2件につきましては、それぞれ農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

以上で議案説明を終わります。

議長代理

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号22番、23番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

異議なしとします。よって議案第1号22番、23番は原案のとおり可決されました。

議案が終わりましたので、議長を交代します。暫時休憩をします。

(午後2時25分から午後2時26分まで休憩 会長着席)

議長

休憩を解き、会議を再開します。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町で決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条、調査書1ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、借主の経営の法人化に伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員 異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号3番から6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番から6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書2ページから3ページの通り、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番から6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号3番から6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号7番から10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番から10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書4ページから5ページの通り、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番から10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号7番から10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号11番、12番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号11番、12番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書6ページ



に記載しております通り、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと考えています。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号11番、12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号11番、12番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号13番、14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号13番、14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書7ページに記載されております通り、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。これらの案件につきましては、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番、14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号13番、14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号15番、16番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号15番、16番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書8ページの通り、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。これらの案件は、今月17日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番、16番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号15番、16番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号17番、18番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号17番、18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書9ページの通り、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件は、今月18日に町公社が利用調整を行った

ものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号17番、18番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号17番、18番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号19番から22番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号19番から22番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書10ページから11ページに記載されています通り、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、今月19日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は新規就農者ですが、青年等就農計画の認定を受けておりますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号19番から22番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号19番、22番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号23番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号23番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書12ページ上段の通り、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件は、借主の経営の法人化に伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号23番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号23番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号24番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第2号24番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書12ページ下段の通り、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今年17日に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の設定については、問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第2号24番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号25番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第2号25番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書13ページ上段の通り、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
23番	<p>23番説明いたします。この案件は今年17日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号25番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第2号25番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号26番、27番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第2号26番、27番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書13ページ下段から14ページ上段の通り、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促</p>

進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番

19 番説明いたします。26 番の案件は今年 18 日に、27 番の案件は平成 27 年 12 月に、それぞれ町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 26 番、27 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第 2 号 26 番、27 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第 3 号 1 番につきましては、私の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席します。

議長を鯖戸代理にお願いします。暫時休憩します。

(午後 2 時 55 分から午後 2 時 56 分まで休憩 会長退席)

議長代理

休憩を解き、会議を続けます。

会長の事案ですので、私が議長を務めさせていただきます。

それでは、議案第 3 号 1 番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添農地法第 3 条調査書 1 ページの通り、同法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長代理

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18 番 18 番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長代理 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長代理 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番は原案のとおり可決されました。議案が終わりましたので、議長を交代します。暫時休憩をします。

(午後 2 時 59 分から午後 3 時 00 分まで休憩 会長着席)

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。次に、議案第 3 号 2 番について事務局から説明をいたします。

事務局 その他の権利設定に移ります。

【議案第 3 号 2 番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書 2 ページの通り農地法第 3 条調査書第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21 番 21 番説明いたします。この案件は、地役権者の経営地への通行のため権利を設定するものであります。今月 17 日に石川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案事項第3号3番、4番について事務局から説明をいたします。
事務局	賃借権に移ります。  【議案第3号3番、4番について議案書をもとに朗読】  これらの案件は、別添調査書2ページの通り農地法第3条調査書第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番説明いたします。これらの案件は、今月17日に石川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第3号3番、4番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第3号5番、6番につきましては、私の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をいたします。 議長を鯖戸代理にお願いします。暫時休憩いたします。  (午後3時02分から午後3時03分まで休憩 会長退席)
議長代理	それでは休憩を解き、会議を続けます。 会長の事案ですので、私が議長を務めさせていただきます。 それでは、議案第3号5番、6番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号5番、6番について議案書をもとに朗読】



これらの案件は、別添調査書5ページから6ページの通り農地法第3条調査書第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長代理 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借り換えですので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長代理 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長代理 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号5番、6番は原案のとおり可決されました。

(代理) 議案が終わりましたので、議長を交代します。暫時休憩します。

(午後3時05分から午後3時06分まで休憩 会長着席)

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第3号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号7番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書7ページの通り農地法第3条調査書第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今月17日に石川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号8番について議案書をもとに朗読】  
この案件は、別添調査書8ページの通り農地法第3条調査書第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、今月17日に石川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願います。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号9番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号9番について議案書をもとに朗読】  
この案件は、別添調査書9ページの通り農地法第3条調査書第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、今月17日に石川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしく願います。

	<p>します。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第3号9番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号10番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第3号10番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、別添調査書10ページの通り農地法第3条調査書第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番説明いたします。この案件は、今月17日に石川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第3号10番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の先決で行いたく審議を求めます。</p>

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地と甲種農地であります。転用はどちらの農地区分でも原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添・農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は今年17日に石川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号 現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今年17日に石川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に石川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に石川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第5号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第6号「幕別町農業委員会規則の一部改正について」を議題といたします。議案第6号について事務局から説明をいたします。

事務局

幕別町農業委員会規則の一部改正について、次のとおり改正したいので審議を求めます。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が平成30年5月18日に公布されまして、改正農地法が平成30年11月16日から施行されているところでございます。

この農地法が改正されたことに伴い、農作物栽培高度化施設いわゆる農作物の栽培の効率化又は高度化を図るための施設であって、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定める施設の設置に当たって、農地をコンクリート等で覆う行為を農地転用に該当しないものとして取り扱えるように、改正されたものです。

この手続きに際して、会長の専決処理をしなければならない場合があることから、幕別町農業委員会規則の一部を改正するものでございます。

農地法改正に伴い、平成30年11月20日付け農林水産省経営局長名で「農地法第43条及び第44条の運用について」という通知が出されまして、農業委員会の処理内容について規定されました。この中で届出があった場合の農業委員会の処理として、受理または不受理を決定する。

さらに受理または不受理の決定に係る専決処理手続きを進めるものとするということが明記されたことから、会長の専決事項に追加するものであります。

それでは、議案第6号の資料をご覧になっていただきたいと思っております。

会長が専決できる事項につきましては第5条第1項に記載されていますが、ここに「農地法第43条に規定される届出の提出があった場合における届出書の受理、不受理の決定」を第3号として追加し、改正前の第3号を第4号に改めます。第2項では、第3号が追加されたことに伴い、第3号及び第4号とするものです。

改正後の全文につきましては、別紙、議案第6号資料1のとおりでございますので、終了後ご覧になっていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第7号「幕別町土地開発公社理事の推薦について」を議題といたします。議案第7号について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第7号「幕別町土地開発公社理事の推薦について」、幕別町土地開発公社から理事の推薦依頼があったので次の通り推薦いたします。

令和元年5月12日をもって任期満了となります幕別町土地開発公社理事につきまして、推薦の依頼がありましたので、選任をお願いするものでございます。慣例では、会長が理事となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号について事務局説明のとおり会長である私を土地開発公社理事として推薦するということでご異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長 議案は以上であります。  
これをもちまして、第22回農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 ご起立願います。ご苦勞様でした。